

# 令和8年第2回仙台市議会定例会

## 請願文書表

受理番号	受理年月日	件名	請願者	要旨	紹介議員 氏名	付託 委員会
第1号 (請願)	令和8年 6月18日	選択的夫婦別姓 制度の法制化に 向けた議論を求 める件	仙台市青葉区一番町 2丁目9番18号 仙台弁護士会 会長 曾我 陽一	別紙	鎌田城行 外4名	市民教育

## 第1号請願（写）

紹介議員 鎌田城行 外4名  
（花木則彰、ひぐちのりこ、  
伊藤ゆうた、高村直也）

### 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める件

#### 第1 請願の要旨

民法第750条は婚姻による夫婦が同姓となることを規定しており、我が国では夫婦同姓制度が採られている。しかし、社会情勢の変化や価値観の多様化に伴い、婚姻に際して自己同一性の維持や職業上の氏名の継続使用を求める声が高まっている。現行の通称使用の拡大では、ダブルネームによる管理コストや手続き上の不利益、キャリアの断絶といった課題の本質的な解決には至らない。法の下での平等、婚姻の自由、両性の本質的平等が侵害され続けている、との指摘もある。

ついては、世論の動向や経済団体の意見等も踏まえ、個人の尊厳と多様な生き方が尊重される社会の実現に向け、選択的夫婦別姓制度の導入に関する建設的な議論を国に促すため、地方自治法第99条の規定により、国に対し意見書を提出することを求める。

#### 第2 請願の理由

- 1 現行の民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定し、夫婦同姓を義務付けている。婚姻に際しては夫又は妻のいずれか一方が必ず姓を改めなければならないが、現実には妻が姓を改める例が多数を占めている。最高裁判所の判例においては、氏名は「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するもの」とされている。個人の尊厳や法の下での平等の観点からも、婚姻によって改姓を望まない個人の自由や多様な生き方が尊重されるべきとの指摘は根強く、国際的な人権基準に照らした課題としても議論されている。
- 2 法務大臣の諮問機関である法制審議会が1996年（平成8年）に選択的夫婦別姓制度を導入する「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申してからすでに30年近くが経過している。最高裁判所大法廷による2015年（平成27年）の判決、および2021年（令和3年）の決定においても、夫婦同姓規定を合憲としつつも、夫婦の姓に関する制度の在り方については「国会で論ぜられ、判断されるべきである」と繰り返し議論が促されてきた。また、国連の女性差別撤廃委員会からも法改正を求める勧告が重ねてなされている。
- 3 政府は、旧姓の単記も可能とする旧姓の通称使用の法制化方針を盛り込んだ「第6次男女共同参画基本計画」を閣議決定するなど、一定の配慮を示してきた。しかしながら、通称使用の拡大では、場合によってダブルネームによる管理コストや契約・行政手続き等における誤認リスクが発生し、本質的な解決には至らないことが指摘されている。また、正式な氏名ではない通称の使用は、海外における学術活動や企業経営

等のキャリアの分断、あるいは社会生活上の不利益を完全に解消できるものではない。  
他方、選択的夫婦別姓制度は、夫婦同姓を望む側の選択肢を否定するものではなく、  
多様な生き方を認めるための「選択肢」を国民に提供するものである。

- 4 家族の在り方をめぐっては、「家族の一体感や絆」を重視する視点がある一方で、その在り方や見出だす意義は多様化している。現行法下でも、一方の親が外国籍の家庭や事実婚の家庭など、夫婦・親子の姓が異なる事例は存在しており、選択的夫婦別姓制度の導入によって戸籍制度そのものが失われるものではない。多様な家族の在り方を認めつつ、家族の尊厳や絆を守ることとの両立を図る議論が必要とされている。
- 5 近年の社会の動きを見ると、2024年（令和6年）には経済同友会や日本経済団体連合会（経団連）などの経済団体から、女性の職業活動上の不利益や企業経営上のリスク、ビジネス上のトラブルを具体的に挙げ、選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める提言が相次いで行われた。また、全国の数多くの地方自治体でも同様の意見書が採択されている。各種世論調査においても、国民の価値観の変化を背景に制度導入への支持や関心は高く、改姓に伴う不利益が社会生活を営む上で無視できない課題となっていることが示されている。
- 6 以上の状況や最高裁における決定、国民の価値観や家族の在り方の変化を重く受け止め、個人の尊厳と多様な生き方が尊重される民主主義の理念の下で、国会及び政府において幅広い意見を反映した建設的な議論を進めることが強く求められる。

よって、国会及び政府におかれては、選択的夫婦別姓制度の導入に向け、家族の一体感や戸籍制度などを守ることとの両立を図りつつ、幅広い意見を反映した建設的な議論を行うよう強く要望する意見書を、地方自治法第99条の規定により提出することを求める。

以上のとおりお願いいたします。

令和8年6月17日

仙台市議会議長  
野田 譲 様

請願者 仙台市青葉区一番町2丁目9番18号  
仙台弁護士会  
会長 曾我 陽一